

健康保険 被扶養者現況報告のお願い

健康保険法施行規則第50条により、健康保険の被扶養者について資格確認を行います。被扶養者とは「国内に居住し、主として被保険者の収入により生計を維持しているもの」を指します。

被扶養者であった方が就職したり、収入が一定の金額を越えた場合には「被扶養者」とは認められなくなります。被扶養者がおられる方には、その資格確認をするために必要な書類を期日までに提出していただかなければなりません。

また、被扶養者でなくなった場合は、速やかに扶養から外す手続きをお願いします。

1. 資格確認の対象者・・・4月1日現在、18歳以上75歳未満の被扶養者

(但し、令和7年6月1日以降加入の被扶養者は除く)

2. 下記の方は健康保険の扶養から外れますので「被扶養者変更届(削除申請用)」を

事業所担当者まで提出し、新たに加入する健康保険の

手続き等、速やかに行ってください。加入手続きにより、「マイナ保険証」の資格情報は新しい健康保険の情報に更新されます。(以下、大きな変更点を赤字にしています)

※COMPANY利用事業所は家族異動申請にて対象者の社会保険扶養区分を忘れず変更してください。

※2025年12月1日まで

「健康保険証」をお持ちの場合は返却ください。

「資格確認書」をお持ちの場合は、原則、返却ください。

(「資格確認書」は自己破棄可能ですが、自己破棄した場合は、

被扶養者変更届に記載ください。また不正利用があった場合は請求いたします)

「資格情報のお知らせ」は返却不要です。自己破棄ください。

※2025年12月2日以降

「健康保険証」は返却不要です。自己破棄ください。

「資格確認書」をお持ちの場合は、原則、返却ください。

(「資格確認書」は自己破棄可能ですが、自己破棄した場合は、

被扶養者変更届に記載ください。また不正利用があった場合は請求いたします)

「資格情報のお知らせ」は返却不要です。自己破棄ください。

○扶養から外れる人

- ・他健保の資格を取得されている方(例：学生だった子供が就職など)
- ・収入が130万円以上の方 ※
- ・収入が130万円未満であるが、被保険者の年収の半分以上である方 ※
- ・日本国内に住民票がなく、例外認定にも該当しない方
(例外認定：留学生や海外赴任帯同家族など、生活の基礎が日本にあると認められる場合)
- ・海外赴任帯同家族であるが、収入が130万円(円換算)を超えた場合
- ・その他、扶養の実態がなくなった場合(別居独立、離婚など)

※<「19歳以上23歳未満」の場合>2025年10月適用

・19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円以上(配偶者除く)

※<「60歳以上」、又は「障がい者の方」の場合>

- ・収入が180万円以上の方
- ・収入が180万円未満であるが、被保険者の年収の半分以上である方

<被扶養者変更届は事業会社の庶務担当或いは健康保険組合HPをご確認ください>

キッコマン健康保険組合HP：各種申請書一覧

<https://www.kikkoman-kenpo.or.jp/documents/index.html>

次ページに続く

3. 被扶養者としての資格継続のためは、下記の書類を提出ください

次の(1)～(2)のいずれかの書類

- (1) **就学中の学生** : 「在学証明書 (予備校も含む)」又は「写真入り学生証のコピー」
(高校生以下は不要) 外国語記載の場合は翻訳文(翻訳者の署名入り)が別途必要
また、国内でアルバイトをしている方は「所得証明書」も必要
- (2) **学生以外の家族** : 下記①または②のいずれかは全員必要
①「所得証明書」と、確定申告をされた方は「確定申告の写し全て」
②「非課税証明書」と、確定申告をされた方は「確定申告の写し全て」

◎所得証明書及び非課税証明書の取得先は？

1月1日現在、住民票のある市区町村役場です。

令和7年度の所得証明書または非課税証明書を請求。(令和6年収入がわかる証明書)

◎確定申告は？

営業等・農業・配当・不動産等の申告をされた方

★老齢・遺族・障害等の年金を受給中の方は、下記の書類も必要

- ③老齢・遺族・障害等の「年金額改定通知書」・「年金振込通知書」のコピー
…(6月初旬に自宅宛郵送された、年金の支払額が記載されているもの)

★被保険者と別居の扶養家族の方について(学生及び単身赴任の留守宅家族を除く)
下記の書類を提出していただくことになっております。

- ④被保険者からの年間の仕送り送金額を証明できる書類
(「通帳」や「現金書留」のコピー。手渡しは不可)
仕送り額が、そのご家族の収入よりも多いことを確認させていただくため。

<書類提出期限 12月10日(水)>

各所属お取りまとめのうえ、被扶養者調査該当者一覧表と証明書類を健康保険組合西本宛に提出ください。

なお、事情により提出が遅れる場合はご一報願います。

(注意1) 証明書類の右上に赤字で社員番号(又は被保険者番号)、氏名を必ず記入してください。

(注意2) 提出期限までに書類が届かない場合は、健康保険の扶養から外れることがあります。

4. 問い合わせ先 健康保険組合 西本 04-7123-5067

以上

<「130万円の壁」への対応に関して>

「130万円の壁」対策：事業主による証明で被扶養者認定がスムーズに
政府は、令和5年(2023年)10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」を開始しました。
パートやアルバイトで働く人が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がり年収130万円を超えたとしても、
健保組合などが被扶養者の収入を確認するタイミングで
事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となります。

※あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、
同じ方について「一時的な収入増であること」を事業主が証明いただけるのは、
原則として連続2回(毎年1回被扶養者の収入確認がある場合、約2年間)までが上限となります。
その上で、「一時的な収入変動」に当たるかどうかについて、
各保険者において雇用契約書なども踏まえつつ、確認させていただくこととなります。
詳細については、下記厚生労働省のホームページをご参照下さい。

厚生労働省ホームページ「年収の壁・支援強化パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/001162154.pdf>